

75歳以上の方と

65歳～74歳で一定の障がいのある方が対象

後期高齢者医療制度



後期高齢者医療制度は、高齢者の方の医療を国民みんなで支えあう健康保険制度です。

北海道後期高齢者医療広域連合

【住所】〒060-0062 北海道札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内

【電話】011-290-5601 【FAX】011-210-5022

【電子メール】webmaster@iryokouiki-hokkaido.jp

【ホームページ】<http://iryokouiki-hokkaido.jp/>

後期高齢者医療制度の運営は、都道府県ごとにすべての市町村が加入する広域連合が行っています。

対象者は？

次の方々が対象です。



- ① **75歳以上の方**（75歳の誕生日から加入。手続きは必要ありません。）
- ② **65～74歳で、一定の障がいのある方**
（申請し、北海道後期高齢者医療広域連合の認定を受けた日から加入します。）

▶ 一定の障がいのある方とは

- ・国民年金などの障害年金1、2級を受給している方
- ・身体障害者手帳の1～3級と4級の一部の方
- ・精神障害者保健福祉手帳の1、2級の方
- ・療育手帳のA(重度)の方

※この制度に加入しなかった場合、各市町村が行う重度心身障害者医療費の助成を受けられなくなることがあります。

今まで加入していた健康保険は？

今まで加入していた健康保険からは脱退することになります。

- 脱退手続きについては、各保険者にご確認ください。
- 市町村国民健康保険の脱退手続きは不要です。
- 被用者保険から後期高齢者医療制度に加入する方の中で扶養している方がいる場合は、国民健康保険または被用者保険への加入手続きが必要となりますのでご注意ください。

被用者保険って？

全国健康保険協会管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。ただし、市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は、含まれません。

保険証は？

- 75歳になる誕生日までに保険証が交付されます。
- 保険証は一人ひとりに交付されます。
- 医療機関にかかるときは、必ず窓口で提示してください。
- 保険証は2年ごとに更新され、更新月は8月です。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、お住まいの市町村窓口へお申し出ください。
- うら面に臓器提供に関する意思表示欄があります。
(平成23年7月交付分から)

【おもて面】

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	平成25年 7月31日
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
加入年月日	平成20年 4月 1日
退会年月日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成23年 7月 1日
一般保険金の割合	1割
被保険者番号並びに被保険者の名称及び印	北海道後期高齢者医療広域連合 印

【うら面】

注意事項
保険医療機関等において、診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で提示してください。
※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表明することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。
1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。
《 1又は2を遠くの方で、提供したくない臓器があれば、○を○してください。 》
【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】
(特記欄)
署名年月日： 年 月 日
本人署名(自筆)： _____
家族署名(自筆)： _____



健康診査を受けましょう

糖尿病などの生活習慣病の早期発見や予防を図るためには、定期的な健康診査が重要です。自分の健康状態を知り、生活習慣を見直すために、自覚症状がなくても年1回の健康診査を進んで受けて健康管理に努めましょう。健康診査は、お住まいの市町村で受けられます。詳しくはお住まいの市町村窓口へお問い合わせください。



交通事故などがあったとき

交通事故など第三者(加害者)の行為によってけがや病気をしたときは、加害者が医療費を全額負担するのが原則ですが、損害賠償の取扱いなどにより保険証を使って治療することができます。かかった医療費は、北海道後期高齢者医療広域連合で一時的に立替え、後で加害者に請求することになります。

●まずは警察に届け出ましょう

けがの程度が軽くても、必ず警察に届出をし、人身事故として事故証明書を出してもらいましょう。

●必ず市町村の窓口にも届け出ましょう

保険証、被保険者の印かん、事故証明書(後日でも可)を持って、「第三者行為による被害届」の届出をしてください。代理人が届出をするときは、事前に必要なものをお住まいの市町村窓口へご確認ください。

注意

加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりしてしまうと、保険診療を受けられなくなる場合がありますので、その前に必ずお住まいの市町村窓口または北海道後期高齢者医療広域連合へご相談ください。



医療費通知

医療費通知の発行を希望される方は、北海道後期高齢者医療広域連合、またはお住まいの市町村窓口へご連絡ください。なお、すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方は、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。

◆医療費通知とは

- 医療機関で診療を受けた際にかかった医療費の額を半年ごと(1~6月、7~12月)にとりまとめ、年2回(3月と9月)ハガキでお知らせします。
- 受診年月、診療を受けた医療機関名、診療区分、日数、医療費の総額(10割の金額)を記載しています。
- 確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。
- 診療内容の審査などの都合上、一部の受診記録を記載していない場合があります。

1 保険料の計算方法(平成22・23年度)

加入するすべての方が保険料を負担します。

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割」と、前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計額です。年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割になります。

◆年間保険料の計算方法

均等割 【1人当たりの額】 44,192円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (所得-33万円)×10.28%	=	1年間の保険料 限度額50万円 100円未満切り捨て
---	---	---	---	---

所得と収入の違い

「所得」とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除額や給与所得控除額など)を引いたものです。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。また、社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、医療費控除などの「所得控除」は適用されません。

●制度開始前の老人医療費が、北海道の平均より20%以上低かった市町村は、保険料率を低く設定しています。

2 保険料の軽減・減免について

① 所得に応じた軽減

◆ **均等割の軽減** 世帯の所得に応じて、次のとおり4段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	年間の均等割額
33万円かつ被保険者全員が所得0円(年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	4,419円
33万円	8.5割軽減	6,628円
33万円+(24万5千円×世帯主以外の被保険者数) 単身世帯の方は該当しません	5割軽減	22,096円
33万円+(35万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	35,353円

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

◆ **所得割の軽減** 被保険者個人の所得で判定します。

- 所得から33万円を引いた額が58万円以下の方 ➡ **所得割5割軽減** となります。



② 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、均等割が9割軽減となります。

③ 保険料を納めることが困難な場合

保険料を納めることが困難な場合は、お住まいの市町村窓口へご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料を納めることが困難となった方については、申請により、保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。

3 保険料の納め方

保険料の納め方は、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

「口座振替」を希望される方は、お住まいの市町村窓口へ申し出をしてください。

「年金からのお支払い」の場合は、手続きの必要はありません。

ただし、次のいずれかに当てはまる方は、「年金からのお支払い」ができないため、「納入通知書」や「口座振替」により納めていただきます。

◆年金額が年額18万円未満の方(介護保険料が年金から引かれていない方)

◆介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計が、介護保険料が引かれている年金額の半分以上を超える方

ご注意いただきたいこと

- 「年金からのお支払い」などから「口座振替」に切り替わる時期は、申し出の時期により異なります。
- 国民健康保険料を口座振替で納めていた方も、振替は自動継続されませんので、改めて手続きが必要です。

保険料は税金の控除の対象になります

- 保険料を年金からお支払いしている場合は、お支払いいただいている本人の社会保険料控除の対象となります。
- 保険料をご家族などの口座からの振替にした場合、保険料をお支払いいただいたご家族などの方に社会保険料控除が適用されます。

■この制度に加入してからおよそ半年間は、「年金からのお支払い」ができません。「納入通知書」や「口座振替」で納めてください。

■新たに加入された方には、加入した月の翌月頃までに保険料の決定通知書をお送りします。

4 医療機関での一部負担金の割合

医療機関での一部負担金(窓口負担)の割合は、「一般の方は1割」、「現役並み所得者の方は3割」です。

前年の所得をもとに、8月から翌年7月までの負担割合を判定します。

「現役並み所得者」とは

住民税の課税所得^{*1}が145万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方です。

ただし、次に該当する場合は、市町村窓口へ申請し認定を受けると原則翌月1日から1割負担となります。

◆同一世帯に被保険者が1人のみの場合

- ・被保険者本人の収入^{*2}の額が383万円未満のとき、または同一世帯にいる70～74歳の方と被保険者本人との収入の合計額が520万円未満のとき

◆同一世帯に被保険者が2人以上いる場合

- ・被保険者の収入の合計額が520万円未満のとき



※1 住民税の課税所得は、確定申告書(所得税)に記載した、課税される所得金額とは異なります。

※2 収入とは、前年の所得税法上の収入金額(退職所得に係る収入金額を除く)であり、必要経費や公的年金等控除、基礎控除などを引く前の額です。

●負担割合の変更により保険証が変更になったときは、古い保険証はお住まいの市町村窓口へ返却してください。古い保険証で医療機関を受診した場合、本来の一部負担金との差額を後日返納していただくことになります。

▶医療機関への支払が困難な場合

一部負担金の支払が困難な場合は、お住まいの市町村窓口へご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮し、一部負担金の支払が困難と認められる方については、申請により一時的・臨時的に支払を免除、減額または猶予を受けられる場合があります。

5 高額療養費

1か月の医療費の自己負担額が限度額を超えたとき、超えた額が高額療養費として支給されます。対象となる方には申請のお知らせをお送りします。

申請は初回のみ必要です。以降に発生した高額療養費については申請した口座へ自動的に振り込みされます。

●入院したときの食事代や保険が適用されない差額のベッド代などは、支給の対象となりません。

◆1か月の自己負担限度額

区分		1か月の自己負担限度額	
		外来 〔個人単位〕	外来+入院 〔世帯単位〕
現役並み所得者		44,400円	80,100円+1% ^{※3} (44,400円) ^{※4}
一般		12,000円	44,400円
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

75歳の誕生日について

月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより加入する方(障がい認定で加入する方は除く)は、加入した月の自己負担限度額が1/2に調整されます。

※3 1%とは、一定の限度額を超えた医療費(医療費総額-267,000円)の1%です。

※4 ()内の金額は、多数該当(過去12か月に3回以上高額療養費の支給を受け、4回目以降の支給に該当)の場合の自己負担限度額です。

6 入院したときの食事代など

入院したときは、医療費の自己負担額のほかに、食事代などの一部(標準負担額)をお支払いいただきます。

◆療養病床以外に入院したとき

区分		食事療養標準負担額	
現役並み所得者・一般		1食につき 260円	
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	90日までの入院	1食につき 210円
		90日を越える入院	1食につき 160円
区分Ⅰ		1食につき 100円	

※5 過去12か月で区分Ⅱの認定を受けている期間の入院日数が90日を越えていると認定を受けた場合に該当になります。(認定には申請が必要です。)

◆療養病床に入院したとき

区分		生活療養標準負担額
現役並み所得者・一般		(食費)1食につき 460円 (居住費)1日につき 320円
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	(食費)1食につき 210円 (居住費)1日につき 320円
		(食費)1食につき 130円 (居住費)1日につき 320円
区分Ⅰ		老齢福祉年金を受給されている方 (食費)1食につき 100円 (居住費)1日につき 0円

※6 一部医療機関では、420円です。

自己負担や食事代などの減額



住民税非課税世帯の方は、自己負担限度額や入院中の食事代などが減額されます。「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要ですので、お住まいの市町村窓口へ申請してください。なお、この申請は原則として毎年必要です。

住民税非課税世帯の「区分Ⅰ」「区分Ⅱ」の適用

- 「区分Ⅱ」～世帯全員が住民税非課税である方に適用されます。
- 「区分Ⅰ」～世帯全員が住民税非課税であり、次のいずれかに該当する方に適用されます。
 - ・世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入のみ)の場合、その受給額が80万円以下)
 - ・老齢福祉年金を受給している方

7 高額介護合算療養費

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。

お住まいの市町村窓口へ申請が必要です。

■ 自己負担限度額(年額：8月1日～翌年7月31日)

区 分		合算した場合の限度額
現役並み所得者		67万円
一般		56万円
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ	19万円

8 医療費の払い戻しを受けられるとき

次のような場合は、医療費をいったん全額お支払いいただきますが、市町村窓口へ申請して認められると、本来の自己負担分(1割または3割)以外が療養費として支給されます。

① コルセットなどの治療用装具を購入したとき

医師が「治療上必要がある」と認めた治療用装具を購入した場合に対象となります。日常生活や職業上必要なもの、美容目的のものは対象なりません。申請するときは、治療上必要であることが書かれた医師の証明書が必要です。

② やむを得ず保険証を提示できずに診療を受けたとき

旅行中の急病やけがなどで保険証を持参せずに病院で受診したときは、いったん病院に医療費の全額をお支払いいただきますが、広域連合がやむを得ない事情があったと認めた場合、自己負担分の額を除く金額が支給されます。

③ 医師が必要と認めた、あんま・はり・きゅう・マッサージなどを受けたとき

医師の同意を得て施術を受けた場合に認められます。

④ 海外で診療を受けたとき

海外での旅行中に急病やけがなどで診療を受けたときは、日本の保険の適用範囲内に限り療養費が支給されます。診療を目的とした渡航の場合は、対象なりません。

9 葬祭費・移送費

● 葬祭費

被保険者が死亡したときは、葬祭を行った方に葬祭費として3万円が支給されます。なお、お住まいの市町村窓口へ申請が必要です。

● 移送費

医師の指示により、緊急、かつやむを得ず入院・転院で救急車などが利用できず移送費がかかった場合、お住まいの市町村窓口へ申請して認められると支給されます。



◆ 給付の時効について

保険給付を受ける権利は、法律により2年間と定められています。期間を過ぎると給付を受けることができなくなりますので、忘れずに申請してください。

◆医療機関の受診や薬局での薬の調剤の際には、以下のことに留意しましょう

- かかりつけの医師を持ち、気になることがあったら、まずは相談しましょう。
- 具合が悪い時には早めに受診し早めに対処しましょう。我慢することで、悪化してしまう場合もあります。
- 同じ病気でいくつもの医療機関を受診することは、控えましょう。重複する検査や投薬により、かえって体に悪い影響や余計な負担を与えてしまう心配があります。
- 休日や夜間に、救急医療機関を受診しようとする際には、平日の時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。
- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、先発医薬品と同等の効能効果を持ち、費用も安くすみます。ただし、他の薬との飲み合わせが変わることなどがありますので、主治医や薬剤師によく相談しましょう。

不審な電話や 訪問者に注意!

市町村職員や広域連合職員を装った人物に、保険証をだまし取られる事件が全国で発生しています。

また、「還付金を払い戻します」などと偽り、銀行やコンビニの機械(ATM)からお金をだまし取ろうとする「振り込め詐欺」事件も発生しています。

北海道後期高齢者医療広域連合では、ATMを利用した払い戻しは一切行いません。

不審な電話や人物の訪問を受けたときは、必ずお住まいの市町村窓口または北海道後期高齢者医療広域連合へご連絡ください。

こんなときは必ず市町村窓口へ申請または届出を!

各種申請、届出は、お住まいの市町村窓口で受け付けています。届出の際は保険証、印かんなどをご持参ください。本人確認が必要となる場合もあります。

本人以外の方が代理申請を行うときには、特に他のものが必要となる場合がありますので、事前にご確認のうえ申請してください。

詳しくは**市町村の後期高齢者医療担当窓口**へご確認ください。

こんなとき	必要なもの
65～74歳で一定の障がいのある方が、この制度へ加入しようとするとき	●障がいを証明する書類(いずれか1つ) ・年金証書 ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 など ●印かん
道外から転入するとき	●負担区分等証明書 ●印かん
道内の他の市町村から転入するとき	●市町村窓口へご確認ください
他の市町村へ転出するとき	●保険証 ●印かん
限度額適用・標準負担額減額認定証の申請をするとき	●保険証 ●印かん
特定疾病療養受療証の申請をするとき	●保険証 ●特定疾病に関する医師の意見書 など
その他 ・保険証を紛失したときや汚したとき ・口座振替の申出をするとき	●市町村窓口へご確認ください